

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場有害ガス処理設備修繕

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

当工場の有害ガス処理設備は、倉敷紡績（株）が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、廃棄物処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の有害ガス処理設備を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の有害ガス処理設備の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は倉敷紡績（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局住之江工場（電話番号06-6681-0035）

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場 2 号ろ過式集じん器下部搬送コンベヤ緊急修繕

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

本修繕は、当該焼却工場の 2 号ろ過式集じん器下部搬送コンベヤが故障したため、緊急的に修繕を行うものである。

本設備は、ろ過式集じん器にて捕集した灰を搬送するもので、今回の故障により当該設備は運転できない状態となっており、焼却炉の稼働も不可能な状況となっている。このことは、ごみ処理事業の性質上、限られた施設の停止期間を超過し搬入計画に影響し、ひいては直接的に市民生活へ多大な影響を及ぼすことから緊急的に修繕をする必要がある。また、本設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・製作されたものであり、修繕については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握したうえで行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場の本設備を施工した会社以外では、当該工場の本設備に対する技術面の対応が出来ないことから、設備全体の性能、作動状態等について、保証することが不可能である。従って、本修繕について一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号および第 5 号

5 担当部署

環境局大正工場（電話番号 06-6553-0464）

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場破碎施設剪断式破碎機刃物修繕

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

当該破碎施設は、プラントメーカーである(株)タクマにおいて独自の技術により一括責任施工で竣工したものである。

修繕については、破碎設備の特質を理論的、経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該破碎施設の本設備を施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既設設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、整備後の破碎設備全体の性能、作動状態等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局大正工場破碎施設 (電話番号 06-6555-2096)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 2 号炉灰出しコンベア外緊急修繕

2 契約相手方

J F E エンジニアリング (株)

3 随意契約理由

本修繕は、当工場の 2 号炉灰出しコンベアにおいて、テール部軸受プランマブロックが破損、また蒸気タービン復水器において、冷却ファン駆動用インバータが故障したことにより動作不能となったことから、炉の運転が継続できなくなったため、緊急修繕を行うものである。

当工場の灰出しコンベアおよび蒸気タービン復水器は J F E エンジニアリング (株) 独自の技術により一括責任にて設計施工したものであり、本修繕については、灰出しコンベアおよび蒸気タービン復水器が有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の灰出しコンベアおよび蒸気タービン復水器を設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能であり、既設設備と密接不可分の関係から既存設備の使用に著しい支障をきたす恐れがあること、また、修繕後の炉体設備・機械設備の設備全体の性能、作動状態などについて保証することができないことから、本修繕に対して一貫した責任を持たせることができる業者は J F E エンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 1 6 7 条の 2 第 1 項第 2 号及び 5 号

5 担当部署

環境局平野工場 (電話番号 0 6 - 6 7 0 7 - 3 7 5 3)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場N o 1. 2. 3 じん芥クレーンバケット修繕

2 契約の相手方

(株) 福島製作所

3 随意契約理由

本修繕は当工場じん芥クレーンバケットが損傷しているため、修繕を行うものである。

当工場のじん芥バケットは、(株) 福島製作所が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、本修繕については、じん芥バケットが有する特質を理論的・経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当該工場のじん芥バケットを設計・施工した会社以外では、本修繕に対して整備技術の対応が不可能である。また、修繕後のじん芥バケットの性能、作動状況等について保証することが出来ないことから、本修繕に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株) 福島製作所のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

環境局 西淀工場 (電話番号06-6472-3000)